

各条文の設計の考え方

第52条（火災による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
①	火災防護対策が必要な火災区域又は火災区画の設定及び火災防護計画の策定	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の要求を受けている内容	—	1	a, b, c
②	火災発生防止対策	技術基準規則の要求を受けている内容	1	1	c
③	発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置	〃	1-イ	—	c
④	重大事故等対処施設に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	〃	1-ロ	2	c
⑤	避雷設備その他の自然現象による火災発生の防止対策	〃	1-ハ	—	c
⑥	水素の燃焼に対する重大事故等対処施設の安全性への考慮	〃	1-ニ	—	c
⑦	放射線分解により発生した水素の蓄積を防止する措置	〃	1-ホ	3	c
⑧	火災感知設備及び消火設備の施設	〃	2	—	a, b, c, d, e, f, i
⑨	火災感知設備及び消火設備に対する自然現象への考慮	〃	2	—	c
⑩	消火設備の誤作動又は誤操作に対する重大事故等対処施設への考慮	〃	—	—	c
2. 設置許可本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
㊦	記載内容の重複	後述の設置許可本文に重複した記載があることから，工認基本設計方針に引用しない。	—		

3. 設置許可添付書類八のうち、基本設計方針に記載しないことの方			
No.	項目	考え方	説明資料等
④	本文との重複記載	設置許可添付書類八の記載が設置許可本文に記載されていることから設置許可添付書類八から基本設計方針に記載しない。	-
⑤	設置許可添付書類八での重複記載	前後述の設置許可添付書類八に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	-
⑥	選定の考え方	発火性又は引火性物質の選定を消防法及び高圧ガス保安法に基づくことは、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c
⑦	具体例	機器等の具体的な名称や機器ごとの具体的な対応は、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c
⑧	爆発性雰囲気形成するおそれのないこと	潤滑油及び燃焼油が爆発性の雰囲気形成するおそれのないことは、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c
⑨	定義の記載	粉じん、アナログ式、非アナログ式の定義は、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c
⑩	対策不要箇所	電気・計装品も防爆型とする必要はないことは、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c
⑪	理由	放射線監視設備用ケーブルが IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足しない理由は、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c
⑫	火災のおそれのない自然現象	火災の発生するおそれのない自然現象は、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c
⑬	火災防護設備の設置場所	火災防護設備の具体的な設置場所は、「火災防護に関する説明書」に記載する内容であり、基本設計方針に記載しない。	c

4. 詳細な検討が必要な事項	
No.	記載先
a	要目表
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
c	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
d	耐震性に関する説明書
e	火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
f	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
g	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
h	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
i	構造図